

## 四日市市パブリックコメント手続条例の解説

### (目的)

第1条 この条例は、四日市市市民自治基本条例(理念条例)(平成17年四日市市条例第1号)第9条の規定に基づき、透明(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)で開かれた市政を目指し、市民等から募集した意見を市の政策形成に反映させるとともに、市民等に対する説明責任を果たし、市民等の市政への参画を推進することを目的とする。

### 【解説】

本市では、市民主体のまちづくりに向けて、平成17年1月に「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」(以下「自治基本条例」という。)を制定しました。この条例の第9条に基づき、パブリックコメント手続制度は、さまざまな施策を推進するにあたって、計画導入や条例制定等に際して、市民参画を推進する手段の一つとして位置付けられるものです。

従来、本市ではこの制度に類似した手続により意見を募集したことはありましたが、この条例の制定によって、パブリックコメント手続の統一的ルールとして、制度化するものです。

他市のパブリックコメント手続制度は要綱等で規定されている場合もありますが、本市は市の最高規範として、条例で規定します。

### (定義)

第2条 この条例において、「パブリックコメント手続」とは、本市の計画等(次条の規定によりパブリックコメント手続の対象となるものをいう。以下同じ。)の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民等からの意見を求め、寄せられた意見に対する本市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮して本市としての意思決定を行う仕組みをいう。

2 この条例において「実施機関」とは、市長その他の執行機関をいう。

3 この条例において、「市民等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事業所等に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校に通学する者

### 【解説】

この制度の名称としては、他市においては市民参加手続等としている場合もありますが、本市においては一般的な用語として、認識されつつある「パブリックコメント手続」

の名称とします。

この制度を行う「実施機関」とは、市長のほか、教育委員会、消防本部、その他執行機関をいいます。

この制度に基づき意見を提出できる「市民等」とは、自治基本条例第9条に基づいて、市内に在住、在勤、在学の人をいいます。

第3項に規定する「市民等」以外からこの制度に基づく意見の提出があった場合、幅広く多様な意見をいただくために、市民等からの意見と同様に取り扱います。また、本市の区域内にある法人その他団体からの意見も、同様とします。

(対象)

第3条 実施機関は、次の各号に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、軽微なもの又は法令等に同様な手続が定められているものは、対象としない。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）

(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える行政指導の指針等の制定又は改廃

(3) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(4) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃

(5) 条例中に当該条例の施行後一定期間を経過した時点で条例の見直しを行う旨を規定している場合において、見直しを行った結果、条例を改正しないこととする決定

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

【解説】

計画等がパブリックコメント手続の対象であるかどうかは、計画等の担当課が、この条例の趣旨および規定に基づいて判断します。その判断（この制度を行わない場合も含む）の説明責任は、計画等の担当課が負います。

「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、市民等の生命や健康を守るために緊急に条例案を議会に上程しなければならない場合や、この手続に要する経過時間中にその効果が損なわれる場合など、パブリックコメント手続を行う時間がないものをいいます。

「軽微なもの」とは、基本的な事項や考え方に大幅な改正を伴わない場合や、市民生活又は事業活動に影響がない場合、国の法令等の改正で内容等について定められ、裁量の余地がない場合をいいます。

「法令等に同様な手続が定められているもの」とは、法令等により、縦覧等の手続が

義務付けられているものをいいます。

( 1 ) - アの「市の基本的な制度を定める条例」とは、基本条例、行政手続条例等のように市政全般についての理念や、基本方針等を定めるものをいいます。

( 1 ) - イの「市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」とは、その条例が制定又は改廃されること等に伴い、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものをいいます。従って、事務分掌条例、職員給与条例など行政内部のみに適用されるものは除かれます。

( 1 ) - ウの「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、市民等に対し、具体的に「しなければならぬ」という義務を課したり、あるいは「してはならない」と行為を制限したりするものをいいます。

( 1 ) - エの「金銭徴収に関する条項」とは、主に市税、使用料及び手数料などの徴収を指し、地方自治法の条例制定改廃の直接請求においても除かれています。市税、使用料及び手数料などについては、個別の制度で議論することはなじまず、市の財政状況等を踏まえ、市議会において議論すべきものであることから、この条例においては対象としません。

( 2 ) の「市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える行政指導の指針等」とは、( 1 ) - イと同様にその指針又は要綱等が制定又は改正されることなどに伴い、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものをいいます。

( 3 ) の「計画」とは、総合計画、行政経営戦略プラン、地域防災計画、水防計画、老人福祉計画、老人保健計画、介護保険事業計画、都市計画（全体構想）、ごみ処理基本計画、環境計画、次世代育成支援対策行動計画、障害者計画等のように市政全般についての理念や、基本方針等を定めるものをいいます。

( 4 ) の「憲章、宣言等」とは、市民憲章、交通安全都市宣言、暴力追放都市宣言、非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言、快適環境都市宣言、男女共同参画都市宣言のように市政全般についての理念等を定めるものをいいます。

( 計画等の案の公表等 )

第4条 実施機関は、計画等についての意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、公表の際には、計画等の趣旨及び目的並びに計画等の策定に至った背景についての説明を加えるとともに、関連資料も併せて公表するなど、市民等が計画等の案の内容について十分理解できるよう留意するものとする。

3 実施機関は、市長が別に定める方法により、計画等の案等（前項に規定する内容をいう。以下同じ。）を公表する。この場合において、計画等の案等を市民等が容易に入手できるよう留意するものとする。

4 実施機関は、計画等の案の名称、計画等の案に対する意見の提出期間、計画等の案等の入手方法等について、市長が別に定める方法により、市民等への周知を図るものとする。

【解説】

「意思決定を行う前の適切な時期」とは、原則として、計画等の案がまとまり、その案について意思決定を行う前をいいます。

公表する内容は、基本的に計画等の案だけでなく、その趣旨、概要などを説明する資料を併せて公表し、市民等にとって、分かりやすく、正確かつ十分な情報でなければなりません。

やむを得ない理由により、計画等の案を公表できない場合は、その内容を明確に示すもので代用することができますが、その場合は、代用案であることを明示しなければなりません。

計画等の案等を公表する方法や場所については、意見の提出先や問い合わせ先の担当課を明らかにして、市ホームページに掲載するとともに、担当課の窓口、市政情報センター、楠総合支所、地区市民センター等で、計画等の案等の閲覧または配布をできるようにします。

( 予 告 )

第5条 実施機関は、前条の規定により計画等の案等を公表する前に、市長が別に定める方法により、当該パブリックコメント手続の実施について次の各号に掲げる事項をできる限り早期に予告するものとする。

- (1) 計画等の案の名称
- (2) 計画等の案に対する意見の提出期間
- (3) 計画等の案等の入手方法

【解説】

幅広く多様な意見をいただくため、計画等の案等を公表する前に「広報よっかいち」、市ホームページへの掲載、報道機関への発表等により、できる限り早期に予告します。

( 意見の提出方法及び提出期間 )

第6条 実施機関は、市長が別に定める方法により、計画等の案に対する市民等からの意見の提出を受けるものとする。

- 2 前項の規定により実施機関が意見の提出を受ける期間は、計画等の案等の公表の日から1か月程度を目安として定めるものとする。
- 3 意見を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名その他別に定める事項を明らかにしなければならない。

## 【解説】

意見の提出方法は、担当課窓口への直接提出、郵便、ファクス、電子メール等とし、計画等の案等の公表時に明示します。

意見の提出方法は、文書又は電子的記録に限り、電話等による聴き取りは行いません。ただし、高齢や障害などの理由により文書または電子的記録での提出が極めて困難であると実施機関が判断する場合は、この限りではありません。

意見の提出に使用する言語は、日本語とします。他の言語で提出された場合は、日本語訳の添付を求めます。なお、点字の場合は市で翻訳します。

意見の提出期間は、「1か月程度」を目安とします。ただし、その提出期間は、計画等の案等の重要度や意思決定までのスケジュール及び市民等が意見を提出していただくために必要な時間を考慮して定めます。

意見を提出する際に住所、氏名等を記入してもらうのは、提出する意見に責任を持っていただくためです。

実施機関が収集した個人情報については、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）に基づき、適切に取り扱います。

### （意見の考慮義務）

第7条 実施機関は、前条の規定により市民等から提出された意見を考慮して、計画等についての意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

（1）提出された意見の内容

（2）提出された意見に対する市の考え方

（3）計画等の案の修正を行った場合はその内容

3 前項に規定する公表は、原則として、第4条第3項に規定する方法によるものとする。

## 【解説】

実施機関は、第1条に掲げる目的を達成するために、提出された意見を踏まえて計画等を十分に考慮した上で、意思決定を行います。

提出された意見に対する市の考え方は、公表します。ただし、提出された意見に類似のものがあつた場合は、事務の効率性から、これらを集約するなど整理した上で、これらに対する市の考え方を公表します。

提出された意見のうち、正当な利益を害するおそれがあるもの又は公序良俗に反すると判断されるものについては、その意見を公表しません。しかし、意見の表現を変えることができる場合は、該当する部分を削除したり、適当な表現に変えたりした上で、公表することとします。

(適用に関する特例)

第8条 審議会等(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びそれに準ずる機関をいう。)においてこの条例に準じた手続を実施して策定した答申等に基づき立案した計画等については、実施機関は、この条例によるパブリックコメント手続を行わないことができる。

【解説】

審議会等は、この制度の実施機関の対象とはなっていません。実施機関は、審議会等がこの制度に準じた手続を行って策定した答申等を受けて意思決定を行う場合には、同様の案について手続を繰り返すこととなりますので、パブリックコメント手続を行わないことができます。

実施機関が、異議申し立てに応じて第三者の意見を聴くような場合、また、第三者として仲裁を行うような場合について、審議会等からその答申を受けたときは、広く市民等の意見を聴く性格のものでなく、第3条の対象とならないので、パブリックコメント手続を行う必要はありません。

《参考》地方自治法第138条の4第3項...普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない

(実施状況の公表)

第9条 実施機関は、各年度のパブリックコメント手続の実施状況(第3条ただし書の規定に基づきパブリックコメント手続を実施せずに策定した計画等の状況を含む。)を市長に報告するものとする。

2 市長は、速やかに前項の報告を取りまとめて公表するものとする。

【解説】

第2項の市長による公表は、市民等がこの制度の実施状況を容易に知ることができるようにするため、実施状況の一覧表を作成し、原則として市ホームページ等に一定期間公表します。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

**【解説】**

この条例のほか、制度の実施について必要な事項は、各実施機関が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**【解説】**

パブリックコメント手続制度を速やかに実施するため、本条例の議決後、公布の日から施行することにします。